

令和5年3月13日

お客さま各位

特殊詐欺被害の防止に向けたATM取引制限の変更について

当組合では、特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組みとして、平成30年4月26日より一部のお客さまを対象に振込を含むATMにおける取引の制限を開始、令和4年1月26日に制限の見直しを行い、対象となるお客さまにつきましては、定期的に更新させていただいております。

このような中、犯罪グループがATM操作に不慣れなお客さまをATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口が巧妙化していることに加え、静岡県警察本部からの被害防止に向けた取組要請も踏まえ、下記のとおり、ATM取引制限の内容を変更させていただくことといたしました。

対象となるお客さまにはご不便をお掛け致しますが、「お客さまの大切な財産をお守りするため」の対応でありますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

制限	対象年齢	適用条件	制限内容
出金制限	70歳以上	過去1年間ATMで20万円を超える出金取引※をしていない口座 ※現金出金、振替出金	20万円
振込制限	65歳以上	過去1年間ATMでカード振込をしていない口座	0円

2. 制限開始時期

令和5年4月26日（水）

※一部のお客さまは、27日または28日に適用となります。

	令和4年	令和5年
判定期間	制限適用の判定期間	
制限適用日	1/1	4/26

※制限判定期間で実績を判定し、4月26日に制限を適用するまでにタイムラグが発生することにご留意ください。

3. その他

対象となるお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、通帳、お届け印及びご本人であることを確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）をご持参の上、制限適用後にお取引のあるJA窓口までお申し出ください。

以上
本件に関するお問い合わせ先
とびあ浜松農業協同組合
電話：053-476-3121

